

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑問照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は47頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 後発医薬品調剤加算について質問があります。以下のような処方内容の場合、処方2の調剤料は発生しませんが、後発医薬品調剤加算は算定しても構わないのでしょうか。

処方1	A錠(先発医薬品)	1錠	1日1回朝食後	14日分
処方2	B錠(後発医薬品)	1錠	1日1回朝食後	7日分

(千葉県 匿名希望)

A 算定して差し支えありません。後発医薬品調剤加算は、各種調剤料に対する加算で、後発医薬品を調剤した場合に1調剤(内服薬の場合は1剤)につき2点を算定します。また、この加算は調剤料が発生する場合にしか算定することが認められておらず、たとえば内服薬の4剤目以上に該当する部分については算定できません。

ただし、ご質問の処方内容の場合、処方1と処方2は同一用法であるため調剤料はいずれか一方(1剤分)しか算定できませんが(通常は処方日数の長い方である処方1の部分に適用し、処方2の部分の調剤料は算定しない)、処方1と処方2は同一剤(1剤)として取り扱いますので、後発医薬品調剤加算を算定することが認められます。

Q 平成21年3月号や5月号の本欄では、同一用法であっても服用するタイミングが異なる内服薬であれば、別剤として調剤料を算定できると説明していますが、次のような処方内容の場合はどのように解釈すべきでしょうか。

処方1	A錠	2錠	1日1回朝食後	14日分(隔日服用)
処方2	B錠	1錠	1日1回朝食後	28日分

(埼玉県 匿名希望)

A 内服薬の調剤料1剤分として算定してください。

内服薬の調剤料の単位は、服用時点が同一であるごとに「1剤1日分」を所定単位として算定します。また、投与日数が異なる場合であっても「1剤」として算定することとされています。

平成21年3月号や5月号の本欄でご紹介した事例は、服用時点は同一であるものの、同時に服用しないケー

表 内服薬調剤料の考え方

＜ケース1＞ 処方1と処方2を1日目から同時に服用する場合				
処方1(14日分)	①②③④⑤⑥⑦	⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭		
処方2(7日分)	①②③④⑤⑥⑦			
調剤料 → 1剤として算定(処方1×14日分)				
＜ケース2＞ 処方1と処方2(隔日服用)を1日目から同時に服用する場合				
処方1(14日分)	①②③④⑤⑥⑦	⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭		
処方2(7日分)	①	②	③	④
調剤料 → 1剤として算定(処方1×14日分)				
＜ケース3＞ 処方1の服用終了後に、処方2を服用する場合				
処方1(7日分)	①②③④⑤⑥⑦			
処方2(7日分)			①②③④⑤⑥⑦	
調剤料 → 2剤として算定(処方1×7日分, 処方2×7日分)				

注) 上記のケースは、いずれも同一の服用時点であると仮定。



スの考え方について説明したものです。「服用するタイミングが異なる」という点だけに着目すれば、今回のご質問の処方内容も、一見、同じように算定できるものと考えてしまうかもしれませんが、よく見ると単に投与日数が異なるだけの「1剤」であることがわかります(表のケースと同じ考え方)。

したがって、ご質問の処方内容については「1剤」(28日分)として内服薬の調剤料を算定してください。

Q 同一保険医療機関の異なる診療科(内科, 耳鼻科)から交付された処方せんを受け取り, 内科の処方せんについては一包化を実施, 耳鼻科の処方せんについてはPTPのまま投与した場合は, ①一包化薬として28日分(356点)を算定するのでしょうか, それとも, ②内服薬として28日分(77点)を算定するのでしょうか。

<内科の処方せん>

A錠 2錠
B錠 4錠
C錠 3錠 1日1回朝食後 28日分

<耳鼻科の処方せん>

D錠 1錠 1日1回朝食後 28日分

内科の処方せんについて一包化の指示あり。耳鼻科の処方せんについても一包化の必要性について疑義照会したが、PTPのまま投与するよう処方医の指示あり。

(愛知県 匿名希望)

A 一包化薬として28日分(356点)を算定して構いません。

一包化薬は、患者の飲み忘れや飲み誤りの防止、錠剤などを直接の被包から取り出して服用することが困難な患者への配慮を目的としているもので、①服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤が処方されている場合、または、②1剤であっても3種類以上の内服

用固形剤が処方されている場合に、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与することを評価しています。

また、錠剤と散剤を別々に一包化した場合や、臨時投薬分とそれ以外の内服用固形剤を別々に一包化した場合でも算定することは認められますが、1枚の処方せんにおいて一包化薬の調剤料は1つしか算定できず、また、別包にした分を内服薬として算定することもできません。

ご質問のケースでは、耳鼻科の処方せんについて一包化の必要性を疑義照会したものの、結果的にPTPのまま投与することになりましたが、内科の処方せん(3種類の医薬品)については一包化を実施していますので、算定要件を満たしているものと判断できます。

したがって、耳鼻科の処方せんについて内服薬の調剤料は算定できませんが(内科の処方せんと一包化したものとみなして取り扱います)、内科の処方せんについては、一包化薬として28日分(89点×4週間分)の調剤料を算定して構いません。

